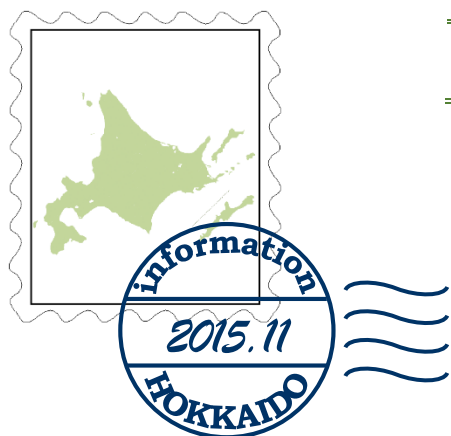


お知らせ



太陽電池・風力発電設備を
設置しようとするみなさまへ

北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン ～北国らしい魅力ある景観形成～

策定のお知らせ

ガイドラインの目的

近年、再生可能エネルギーとして増加傾向にある、太陽電池発電設備及び風力発電設備などの大規模な施設整備は、景観上の影響が広域的に及ぶことが予想されます。

このガイドラインは、良好な景観形成への考え方を、各設備の特徴を捉えて解説するとともに、周辺環境との調和を図るために配慮すべき考え方を示すものです。

事業者やまちづくりの中心となる市町村や地域住民の方々の理解を深め、北海道の良好な景観を保全し、美しい景観形成を図ることを目的としています。

問い合わせ先

北海道建設部まちづくり局都市計画課
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL 011-204-5563 (ダイヤルイン)

ガイドラインは、北海道のホームページから
ダウンロードできます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/guideline/taiyouhuuryoku.htm>



チェックリストとは

- ガイドラインで説明した内容のうち、主な配慮事項をリスト化したものです
- 景観法に基づく「行為の届出書」を北海道*へ提出する際、このチェックリストを「事業者が自主チェック」し、参考資料として添付してください
- チェックリストの各項目は「景観法の届出基準」ではありませんので、全ての項目を満たさなければならないものではありません
- 該当する地域区分(類似景観)の該当欄に○を付け、「各地区共通」と「○を付けた区分」の配慮した事項をチェックしてください

※ 景観行政団体16市町村の区域を除く

届出に必要な書類

届出書類

別記第1号様式「景観計画区域内における行為の届出書」

添付書類

- ①敷地の位置及び周辺状況を表示する図面
- ②当該敷地及び敷地周辺の状況写真
- ③当該敷地内の位置を表示する図面
- ④彩色した2面以上の立面図
- ⑤別記第4号様式
「景観形成の配慮事項に係る対応説明書」
- ⑥「太陽電池発電設備」または「風力発電設備」景観形成配慮事項チェックリスト



平成28年
1月1日から

太陽電池・風力発電設備の設置を届出する際には、

チェックリストを添付してください

届出・問い合わせ先

管内	連絡先	電話(直通)
空知	空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設指導課	0126-20-0069
石狩	石狩振興局産業振興部建設指導課	011-204-5833
後志	後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設指導課	0136-23-1375
胆振	胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設指導課	0143-24-9595
日高	日高振興局産業振興部建設指導課	0146-22-9291
渡島	渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設指導課	0138-47-9468
檜山	檜山振興局産業振興部建設指導課	0139-52-6630
上川	上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設指導課	0166-46-5949
留萌	留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設指導課	0164-42-8452
宗谷	宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設指導課	0162-33-2904
オホーツク	オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設指導課	0152-41-0644
十勝	十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設指導課	0155-26-9051
釧路	釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設指導課	0154-43-9194
根室	根室振興局産業振興部建設指導課	0153-23-6835

届出に必要な様式は、北海道のホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/keikantodokede.htm>

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/guideline/taiyouhuuryoku.htm>